

## 制度概要

<b>長崎県スタートアップ創出促進保証（略称：県SSS）</b>		
目 的	県内において新たに事業を開始しようとする者及び県内で創業後一定期間未満の中小企業者に対する、国の全国統一制度の対象であるスタートアップ創出促進保証制度に準じた保証制度により、県内における創業を積極的に支援することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者等で、次の各号の全てに該当する者【法人のみ】</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>②中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>③事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>④中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>⑤法第2条第29項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの。</p> <p>(2)保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。</p> <p>(3)県内に住所を有する者</p> <p>(4)県税を完納している者(納期が到来しているものに限る)</p>	
対象資金	新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金+	
保証条件	保証限度額	3,500万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 1年以内)
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担保	不要
	保証人	不要
	貸付利率	年1.65%
保証料率	基準料率	年1.00%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	県が年0.40%の補助を行う。
責任共有	責任共有制度の対象外	
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫、長崎県医師信用組合	
申込時添付書類	①創業計画書(「スタートアップ創出促進保証」所定の様式) ②県税の納税証明書(未納がない旨のもの)(加えて、松浦市内の者は松浦市税の納税証明書) ③その他保証協会が必要とする書類	
金融機関の責務及び報告	①金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(以下「ガバナンスチェックシート」という。)の提出を受けるものとする。 ②金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。 なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。	
留意事項	本制度の対象者は法人のみ(これから会社を設立するものを含む。)	
実施日	令和6年4月1日創設	